

带状疱疹ワクチン任意予防接種助成事業概要

1 事業開始日（予定）

令和5年7月1日（土）

2 接種対象者

満50歳以上の区民

3 接種場所

区内協力医療機関（板橋区医師会に所属する医療機関及び板橋区と委託契約を締結した医療機関）

4 助成対象ワクチン及び助成額・回数

種別	ワクチン	助成額	助成回数
A	生ワクチン（乾燥弱毒生水痘ワクチン） 製品名：ピケン	1回あたり4,000円	1回
B	不活化ワクチン（乾燥組換え带状疱疹ワクチン） 製品名：シングリックス®	1回あたり10,000円	2回

※一人につき「A」、「B」どちらか一方のみ、一度限り助成

※生活保護受給世帯も同額

※区民は医療機関が設定した接種費用から助成額を差し引いた金額を医療機関に支払う。

区は医療機関に対し、委託料として助成額分を支払う。

5 予診票等関係書類の取扱い

区が作成した予診票を使用し、生ワクチン・不活化ワクチン共通の様式とする。（別紙参照）

予診票及び事業案内（制度の概要、ワクチンの説明等を明記）を、予め各協力医療機関に備え付けておき、接種希望者に配付する。

※書類が不足した場合は、その都度補充する

※医療機関での書類の備え付けは、少なくとも令和5年度中は行うこととし、以降の取扱いは改めて検討する

6 周知方法

区広報紙及びホームページ

7 その他

（1）区が発行した予診票を使用しなかった場合は助成の対象外とする。

（2）事業開始日より前に接種した場合、助成の対象外とする。（区で償還払いは実施しない）

（3）接種場所は区内の協力医療機関に限定する。（他区でも同様の助成事業を実施するが、他区の予診票を使用して接種することはできない）

8 問合せ先

板橋区保健所 予防対策課 予防接種第一係

〒173-0014 東京都板橋区大山東町 32-15 電話：03(3579)2318 FAX:03(3579)1337